

議員定数に関する調査特別委員会記録

令和6年7月23日（火）午後1時20分～午後3時41分（9階909会議室）

○出席委員（11名）

委員長	半沢 正典
副委員長	斎藤 正臣
委員	高木 直人
委員	浦野洋太郎
委員	佐藤 勢
委員	山田 裕
委員	遠藤 幸一
委員	根本 雅昭
委員	川又 康彦
委員	羽田 房男
委員	黒沢 仁

○欠席委員（なし）

○議会事務局出席者

議会事務局長	佐藤 光憲
議会事務局次長兼総務課長	山田 正明
総務課庶務係長	神野由希子
議事調査課長	加藤 淳
議事調査課課長補佐兼議事係長	梅津 司
議事調査課主査	佐藤 祐介
議事調査課主査	本田 雅大

○案 件

1 参考人招致

東北大学大学院情報科学研究科
准教授 河村 和徳 氏

- 2 参考人招致に対する意見開陳
- 3 行政視察について
- 4 その他

午後1時20分 開 議

(半沢正典委員長) ただいまから議員定数に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の議題は、委員会次第のとおりです。

初めに、参考人招致を議題といたします。

本日は、参考人として東北大学大学院情報科学研究科、河村和徳准教授にご出席いただき、話を伺います。

参考人招致に関して注意事項を申し上げます。1点目ですが、参考人はあらかじめ依頼した事項、事前質問について意見を準備して出席いたします。そのため、事前質問以外の事項について意見を求めた場合、委員長は委員の発言を制止することができますので、ご了承願います。ただし、参考人の了承を得られるならば意見を求めることができます。

2点目ですが、参考人招致は証人と異なり、百条調査のような強制力がなく、委員から依頼して出席を求めるものですので、参考人に対し礼節を尽くし、追及するような質問をしないでください。

3点目ですが、本日のスケジュールは次第及び参考人招致実施要領の5、当日の進め方のとおりです。参考人の意見開陳が45分、質疑応答が45分となっております。また、終了後に委員の意見開陳を行います。

それでは、参考人をご案内してまいりますので、暫時休憩します。

午後1時23分 休 憩

午後1時27分 再 開

(半沢正典委員長) 委員会を再開いたします。

本日は、福島市議会議員定数の在り方についての調査について、学識経験者から客観的な意見を伺い、調査の参考とさせていただくため、東北大学大学院情報科学研究科、河村和徳准教授にご出席をいただいております。

この際、参考人に一言ご挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、議員定数に関する調査特別委員会のためにご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼を申し上げます。

福島市議会の議員定数につきましては、市民のほうから様々な意見があり、議会としても議員定数については不断の検討事項だというふうに捉えているところであります。議員定数に関しまして、福島市議会基本条例にも定数を検討する際の条文が定められております。その中にも人口とか財政指数

等々含めまして学識経験者の意見を聴くというようなことになっておりますので、本日は河村先生より様々な観点から議員定数の在り方をご教示いただき、今後に活かしてまいりたいと、委員会審議の中で活かしてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

早速ですが、議事の順序等について申し上げます。初めに参考人からご意見をお述べいただき、その後委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、参考人から発言をお願いいたします。着座のままお話しください。

(河村和徳参考人) それでは、よろしくお願いいたします。

(半沢正典委員長) すみません。それと、本日報道関係が入っております、冒頭の、ただいま委員会の様子を撮影したい旨の申請がありました。これより5分間場所を移動しての撮影を許可いたします。

大変失礼いたしました。それでは、着座のままお話しをいただきたいと存じます。

(河村和徳参考人) 東北大学の河村です。以前はデジタルのほうで呼びいただきましたけれども、本日議会定数ということで、今ちょうど浜松市の議員定数の在り方に関しての検討委員をさせてもらっていますし、3月までですけれども、気仙沼のほうでも議員定数の在り方に関して検討会の副委員長をさせていただきました。さらに、市議会ですから、若干関係ないかもしれませんが。町村議会の議員の在り方の成り手不足に関して検討をさせてもらっていたりしますので、今日のお話というのはそこをベースにしながらお話をさせていただくということになりますし、もう一点、先ほど議会基本条例によその自治体を参考にするということを書いてありましたけれども、よその自治体を参考にしてしまうと、こういう言い方は語弊がありますけれども、よその自治体でどおんと減らしてしまうと、それを追従しなければいけないということで、理念なき議員定数削減になりかねない。今議長会のほうとかで様々、三議長会のほうに少しお仕事させてもらっていますけれども、議員定数に関しては、五月雨型でずっと議員定数を削減してきたことに対して、そろそろちょっと別の観点からアプローチしなければいけないのではないかなというふうな話になっておりますし、今日のお話の中では、所沢市さんが似たような有識者を用いて議員定数を検討したというところも参考にしながらお話をしていきたいと思います。

議員定数の在り方についてというスライドのほうを準備しておりますので、そちらに向けてお話を進めていきたいと思っております。そもそもの話からさせていただきますと、釈迦に説法のところもあると思っておりますけれども、地方議員に関する誤解というものがやはりあって、議員定数を議論するときに、この誤解のあたりが問題になっているだろうというふうに個人的には思っています。それを最初にちょっと述べたいと思っておりますし、ちょうどメディアの皆さんもいらっしゃるので、少し認識していただきたいと思うのですが、1つは地方議員の定数を減らすべきという政治学者がいるということで、結論から言ってしまうといたしません。我々議員定数を減らせということはほぼ言わないということです。それは、後からお話ししますけれども、そういうことが1つ。

2番目は、地方議員の数を減らすと行政改革に大きく貢献するとおっしゃる方がいらっしゃいますが、それでも、それはありません。地方議員の議員報酬が多過ぎるというのは、これは確かに県会、市会、それととりあえず政令市会は高いかもしれませんが、皆さんご承知のとおり町村は非常に安い、町長さんの3分の1であるということで、これも少し違います。

あと、これも議員の立場をご存じの方は、年金がある、議員年金は廃止されていますし、さらにこの議員年金、世論調査をしますと、3階建ての一番上の3階部分がなくなっただけだと勘違いして、厚生年金はあると誤解されている住民の方非常に多いのです。ですけれども、そうではないということ。さらに、地方議員は職業であるということですが、非常勤の特別職ですので、職業ではない。議員報酬を考える、ないしは議員の定数を考えるときに、実はこの辺りといったものを正確に理解していただかないと議論にならないのですけれども、この議論の前提がしばしば無視されている。さらに、議員の選挙のときにも議員報酬を減らします、ないしは定数を減らしますということが安易に語られているところがあるのですけれども、我々研究者の立場の定数についての見解ないしは報酬についての見解を今日少しお話しさせていただきます。

最初の誤解の5つのうちの第1の地方議員の定数を減らすべきという政治学者がいるということですが、少なくとも我々民主主義の選挙の研究をしている人は、議員の数はできる限り減らすべきではないと考えています。理由は、民主主義というのは住民の代表の縮図をつくりたいということで議会をつくっているのですけれども、そもそも選挙はやりたくないのです。直接民主制がすばらしいのだけれども、当然会議をしなければいけない、議論をしなければいけない状況の中で、仕方なく代表を選んでやっているという側面が代議制民主主義のベースにある。ですから、本来直接参加のほうが望ましいのだけれども、難しいので、代表を選んでいるから、減らし過ぎてしまうと当然声が届きにくくなるということですし、住民の縮図になり得ない。例えば福島市で市議会議員3人だったらどうでしょうという話です。そうすると、中心で人口がいるところの議員さんは当然当選するかもしれませんが、周辺の、特に飯野のように最近合併したようなところからでは代表が選ばれなくなる可能性がある。そうすると、そういう代表がどれぐらいの規模で選ばれるべきかということが必ずついて回る話であって、民主主義という中ではその辺りがあります。

(半沢正典委員長) 先生、すみません。5分が経過いたしましたので、報道関係者の方はここで移動を伴う撮影のみは終了とさせていただきますので、ご協力お願いいたします。

すみませんでした。再開をお願いします。

(河村和徳参考人) ですので、その辺りというのは議論の大前提です。ですから、例えば実は鹿児島県、定数の参考人と呼ばれたときに、奄美大島から何人選びますかという話を聞いたのです。何人ぐらい選ばれるべきですか。そうすると、きよとんとされるわけですが、やはり地域の代表を出すべきだと考えるのであるならば、ある種基準は決まっているというのがありますし、後から出てきますけれども、産業構造をどういうふうにするかによっても議員の定数というのは変わってくるの

です。それを多過ぎるから、減らせという話になると、1人減らし、2人減らし、毎回のように議員定数の特別委員会を開いていくのですけれども、では何人がいいのですかという質問に全く答えられない。その辺りがやはり問題だろうというふうに考えています。実際に今、先ほど出ましたように、議長会の中では、ないしは幾つかの定数についての先進的な考え方を持っている議会では、この辺りでそろそろやめにしましょうかという話も出ているということです。

地方議員の数を減らすと行政改革に大きく貢献するという話が出ますけれども、実は貢献しないということが分かっています。その理由は簡単です。これは、地方議会・議員のあり方に関する研究会、私構成員、メンバーで、福島からは今の浪江の町長さんが参加されていましたが、あのときに議会費というのが、地方交付税の算定根拠の、算定基準の中に議員定数が入る。そうすると、議員の報酬に関してもそれなりの部分は地方交付税措置されている。ということは、1人減ったとしても、交付税のところで措置されているわけですから、大して減るわけではないわけです。ですから、そうすると議員の数を減らすと劇的に行財政改革をするような印象がありますけれども、公務員の職員を1人減らしたほうが実は効果が高いような側面もございます。ですので、そういうふうに考えると、議員の数を減らせば改革に直結するというのは、地方交付税がない自治体、東京都とか、もらわない自治体ではあるのかもしれませんが、地方交付税という制度がある以上、もちろん地方交付税の算定根拠どおりに支出されていなければ効果が出るのかもしれませんが、一応現段階の制度として見ると大きくは貢献しない。大きくってわざわざ書いたのは、貢献しないわけではないので、大きくと書いています。

地方議員の議員報酬は多過ぎる、これも差はあるのですけれども、地方議員の議員報酬というのは実は戦前はただだった、ここがポイントです。戦前、名誉議員の時代は、地域のそれなりの地位、要するに立場の方々が、例えば大地主であったり、豪商であったり、ないしは山林王であったり、そういう方々が身銭を切って地域のために貢献するという形で無報酬だったのですが、戦後報酬といったものが定められるようになって、よくなかったのが戦後直後、手前みそでどんどん報酬を当時の議員の方々が増やしてしまったのです。それで、高度経済成長の頃にキャップをはめようという話になりました。その際に都道府県や政令指定都市の議員さんは生活給という、これを自治庁のほうからたしか引き出したと思うのですけれども、そういうことをしたので、それなりの生活給が支給される、だから、高い。しかし、議員さん、市議会の場合は課長級というのがある種市議会議長会のほうで明示されているわけですので、その辺りの金額に収まっている。ただ、残念だったのが、町村議員のほうは、年4回議会がありますから、そうするとフルタイムで働いている町長さんの3分の1でいいという話になってしまった。それぐらいしか働いていないでしょう。すなわち、議員というのは議会のと きだけ働く存在だというような話で基準が設けられてしまったので、3分の1になり、今非常に苦しんでいる。そうすると、議員さんの報酬が多過ぎるのかということ、実はある種基準は決まっている。ただ、問題なのは、非常勤の特別職であるがゆえに、戦後、そのときはなかった例えば子育ての手当

とか、何とか控除とかというのがその後には制度化されている。しかし、議員のほうは非常勤ですから、その制度の対象の外にあるのです。そうすると、今の職員の方々の例えば給与とそれほど変わらないとしても、手当はない、控除はない、さらに年金ないしは社会保険といったところは国民健康保険だという話のまんま続いている。しかし、それを議会の側から増やさせてくださいというのをなかなか言えないし、戦後の高度経済成長期ぐらいまでは戦前のそれなりの豊かな方が議員になる傾向が残っていたので、問題なかったかもしれませんが、戦後70年以上たつと、いや、そういう話ではないでしょうということになっている。なので、そこもある種の誤解があって、議員の報酬が多過ぎると、世論調査をやって回答すると、高齢の方々のほうほど多過ぎると答えるということが分かっています。過去の記憶と、それとステレオタイプと我々は言っていますけれども、議員像が交差している。さらに、議員は多過ぎて無駄だということを実は高齢者の方が言うというのは、そうした過去の記憶、ステレオタイプも影響している。だから、今の現在の地方議員の難しいところは、そういう過去のステレオタイプと闘わないといけない。だから、改革しなければいけないということにつながるのですけれども、そういう状況になります。

年金の話は置いておきますけれども、一応今パートタイマーの年金加入の話がありまして、議長会のほうでも何とか、パートタイマーという点でいえば地方議員も一緒ですので、入れないかという話をしているのですが、若干ネックになっているのは実働です。議員の中では、議会だけしか働かないとか、週2日ぐらいしか出てこないとなるとちょっとこの議員年金の話は難しく、基本的には平均3日以上働いていただかないと復活の世論もなかなか難しい。今町村議長会のほうの算定では2、何日で、町村議会のほうが少し、先ほど言ったように、議会のときしか来ない議員さんがあまりにも多いので、先ほど言った3分の1という、あれのせいで少し議論が止まっているところもあるという話を聞いています。これはちょっと雑談です。

そういうふうを考えていくと、結論として議員の報酬にしろ、定数にしろ、議員の実態を知ってもらおう努力が欠けていたのではないかというふうな印象がある。これ宮城県の大和町の事例ですと、大和町では議会ゼミナールというのを実施して、議員の活動を知ってもらいましょうという活動をしているわけです。そのときに宮城大学の学生さんなども参加しているのですけれども、若い参加者の中に、議員ってすごい高給取りだと思っていたのだけれども、調べたらすごく安かったと、だったら議員になんかなりませんって若い人に言われて、結果として議員の報酬増なんかにつながっていきますし、実はこれは三議長会のほうで行っている主権者教育、昨年11月からスタートしましたがけれども、議会による主権者教育の事例集として参考で出ています。

定数に関してもそうですけれども、今回気仙沼の場合ですと、定数のこういう委員会を審議会の形で、市民委員を入れて市民会議的な形でやらせてもらいましたけれども、やっぱり議会の実態を知らないまんま議員の数が多過ぎるのではないとか、議員の報酬は高過ぎるのではないかという形になっているし、さらにかつてと違って議員の数はどんどん減っています。極端な話を言うと、飯野が合

併する前はもっとたくさん町議会議員さんいらっしやったわけですから、そうすると議員と接触する確率って今どんどん、どんどん下がっているのです。下がっているのに、知らないから、あまりうろ覚えのような状況の中で批判をしたり、ないしは東京とか大阪でやっている改革をテレビで見て、あっ、地方議員ってそうなのだっていって自分たちの自治体のほうに投影してしまっている方々も少なくない。ですから、明らかに誤解だなどという方々が郡部で2割ぐらいいるくらいですから、そうするとやはり議員との接触が減っている中で、実態のところこういう誤解が生まれているとするのであれば、先ほどの話ではないですけれども、減らし過ぎてはいけないという話になってくる。

実際に奈良県の橿原市に呼ばれたときに、では何人がいいのですかという話がやっぱり出てくるのですけれども、そうした中で1つ出てくるのが、会議体としての議会と議決機関としての議会といったものを分けて議論すべきではないかという話を今しているところです。絶対やってはいけない話をあらかじめ言っておきますと、議員の定数を減らすから、報酬を増やすって聞きませんか。1回しか使えない禁断の果実なので、やめましょうという話を今言っています。どうしてかという、民間企業で仕事量が増えないのに報酬が増えるというのは、さすがに最近ではインフレもあって賃上げだという話ですけれども、普通はないわけです。そうすると、議員の定数を減らして、その分の報酬を増やしたときに、仕事していないではないかという話、仕事量がかわっていないではないかという話になると、もう次にこの手は使えません。すなわち、仕事をちゃんとやらないのに報酬が増えるってどこの世界だよという話になるのです。似たような話が、実は平成の大合併の後に、町、村だけで合併して市になった自治体が、町の基準から市の基準に上げるために10万円以上報酬を上げようとした。そうすると、幾つかの自治体ではそんなのおかしいといってクレームがついて、一気に市の基準まで上げられなかった。今の現代の私たちというのは、今見ているものを見てどうしても評価せざるを得ない。我々有識者の会議のほうでも歴史を知っていればそうなるのだけれども、歴史をよく理解していない状況で市民の方にちゃんと説明をしないと、目先の改革の状況とか、目先の状況で判断をして賛成、反対をどうしても言ってしまう、言わざるを得ない。そうすると、委員会とかのこういう議論とかというのは広くオープンにしていって、知ってもらおうということが実は報酬や定数を議論するときの意外なポイントであるというところが出てきます。

さらに、問題の先送りと書いたのは、先ほど言ったように、では何人がいいのですかという答えが出てこないわけです。ちなみに、アメリカは福島市ぐらいの人口であれば10人いかないです。七、八人でやっていますけれども、秘書はちゃんとつきますし、個室もちゃんとつきますし、要するにプロとしてそれなりの給料を払っています。報酬ではないですよ。プロとして給料を払っているのです。ヨーロッパのほうは、皆さん非常に賛美する方がいらっしやいますけれども、例えばコミュニンといって1万人を切っているようなところでは、町長さんが7万円とか8万円ぐらいの、いわゆる本当に有償ボランティアでやっています。日本の仕組みというのは、戦前にそうしたヨーロッパの有償ボランティア的なものを持ってきた後に、戦後アメリカの地方自治を入れてきているので、ある人にとっ

てみるとヨーロッパ型のそういう地域のために庄屋さんみたいに身銭を切って働いてくれる人がいい議員だって思い、しかし戦後のアメリカ型のきちんと仕事をして、ポリシーメーカー、政策ないしはルールメーカーとして機能する人を議員にしたほうがいいという人はきちんと払えという話になる。ここの乖離の統合が今十分できていないので、実際は報酬をめぐる問題や定数をめぐる問題が混乱している。すなわち、プロであれば少なくともプロフェッショナルという話になるし、高給取りという話になるし、アマチュアでいくのだったらたくさん集めてそれなりにという話になるし、この辺りで今問題になっている。

そうした中で、先ほどもお話ししたように、定数の在り方と報酬の在り方というのは長期的には分けていくべきだろうというふうに考えていますけれども、その一つのポイントは、先ほど言ったように、1人減らせば大丈夫、2人減らせば大丈夫という引き算型の定数削減ではなくて、議員の定数というのは積み上げ型でちゃんと考えようという話を今提唱していますし、気仙沼市の委員会でもそういう話になっていますし、浜松市の場合ですと天竜区のような中山間地をどういうふうな位置づけにするかというところで、今積み上げ型で考えようという話をしていますし、報酬はやっぱり成り手不足の議論と並行の中で議論すべきで、ちょっと切り分けたほうがいいのではないかという話をしています。

そうした中で、審議機能と代表機能という、先ほど言いましたけれども、議論する場と議決する場の2つの性格があるのですけれども、実際のところこれが一般の方々にあまり説明もされてこず、明治以来そういう仕組みになっているものですから、説明しないまんま今日に至っているというのが実情です。そうすると、本会議で何もしない議員さんがいる。本会議で、当選してもう十何年たつけれども、一度も質問したことがないという方がいらっしゃるわけです。私ちょっとその議員さんに先生、質問したほうがいいのではないですかと言ったら、いや、わしは裏で汗をかいているのだから、いいのだとか言われましたけれども、いやいや、一応質問しないと、あの議員は質問していないから、要らないのではないのって言われてしまいますよという話をするわけです。

それはどういうふうに考えればいいのかというと、実は地方議会、これは国会もそうなのですが、議論する場と議決する場というのがあって、本会議は議決する場であって、質問もちろん当然するし、質問することによって地域の課題を可視化する場でもあるのですけれども、そういう議決する場であるならば、住民の縮図であって、先ほど質問もそう、ないしは議決をする際もそうですけれども、できる限り縮図に近いような形で議決したほうがいい。だから、政治学者としてみると減らし過ぎないほうがいいという話なのですけれども。しかし、何もしていないのだったら要らないのではないという声も一方で出てきてしまいます。しかし、ここは特別委員会ですけれども、通常であるならば議論する場として常任委員会というものが存在していて、それぞれの地域の課題というものが可視化されているわけですから、可視化された地域の課題を議論する場が常任委員会である。そうすると、適切な数の常任委員会があり、適切な人数で議論すべきだという話が一方である。すなわち、30人

もいる議会で細かい一つ一つの政策を全部議論しているわけではないではないですか。常任委員会という形の中で、常任ですから、地域を反映したような形の中で委員会をつくり、そこで個別に案件をもんでもらって、その議論を基に最後議決のところへ持ってくるというのが制度であるわけですから、そうするとこの常任委員会と本会議の関係性を理解して定数を決めていくほうが望ましいだろうという話になる。

そうすると、今年1人欠員して、県議選に出たから、では1人減らそうかというのは、そもそもの考え方が全く違うのです。1人いなくても乗り切ったから、ではって、こういうことをやっていたら、いつまでたっても、要するにこの仕組み自体の話にとらわれ過ぎていて、本来やらなければいけない地域の課題のための議論であったり、議決であったりに、エネルギーをそっちに持っていかれてしまうということなのです。僕の考え方からいうと、こういう特別委員会というのは、定数に関わる特別委員会というのは、毎改選のたびにやるというのはおかしい。なぜかという、選挙の研究からすると、選挙制度というのはできる限り安定したほうがいい。しかし、その一方でそれなりの時期が来たら見直したほうがいいというわけです。そうすると、毎回毎回そこにエネルギーを取られるというのは、地域課題、例えば福島市の場合ですと、やっぱり福島再生のところにもっと議論を、エネルギーを注いだほうがいいのだけれども、定数のほうに割かれるというのは望ましくないだろうというふう考える。気仙沼も実際そういうふうな議論をしました。

会議体としての常任委員会というのは、では常任委員会幾つがいいのだろうという話がやっぱり出てきます。実は常任委員会の数というのは地域の産業構造によって変わってきます。福島市のように県庁所在地なのに農業が意外に強いというところは、農業の部分を中心にそれなりの、常任委員会なら産業でも工業だけではなくて農業に近い、農業とか地域振興みたいなところは別につくりましょうという増やすことというのはあり得る話で、一方小さい町村の場合は、大体産業は単一的です。例えば何々村といって、山のほうの何々村といったら、林業がメインで、大体産業は単一で、産業構造と地域のものというのは大体担っていますが、大体常任委員会は開かなくて全員協議会でやっているというのを聞いたのです。

そうすると、常任委員会は幾つがいいのかというところが一つのフレームになっている。それと同時に、会議体は何人が適切かといったものは、これ経験則としてほぼ分かっているのは7から8なのです。厳密に言うと5人ぐらいという話になるのですが、なぜ7から8かというのは、理由は簡単で、お休みされる方が必ずいるからなのです。どうしてもいろんな事情で欠席をする可能性があるということです。やっぱり4とか3とかになってしまうと、4というと、委員長は外れますから、実際会議する人たちがあまりにも減り過ぎてしまう。では、10人とか超えると、委員会の発言の順番とかをめぐってやっぱりなかなか会議が長くなってしまいうということ、経験則として7から8。そうすると、常任委員会の数と常任委員会の定数の倍数といったものが議員の定数を考える一つの考え方になる。そうすると、常任委員会がたくさんあるような自治体だと、1人とか2人減らすというのはあんまり

よろしくないという話になる。なぜかという、常任委員会の委員の人数というのは普通そろっているほうが望ましいから。あるところは8で、あるところは3ということはほとんどないわけですから、そうするとそういうふうな形の倍数で考えたらどうだろうか。実はこれは気仙沼でもそういう議論をしましたし、先ほど出た所沢なんかでも議論がなされました。

そうして考えると、例えば先ほど出た人口類似の中核市の議員定数の一覧で人口順に見ていきますと、水戸とか盛岡とか秋田というのは確かに県庁所在地です。似通っているの、構造的には似通っているかもしれませんが、秋田市、合併をしてこれぐらいの人数になって、さらに今、急速に周辺から人口が減っているのです。一方、水戸市は比較的増えている方向なのです。要するにいわきのほうから移ってこられる方もいらっしゃるのです。そうすると、大体県庁所在地で似通っているようなところはそういうふうな形でいいのですけれども、周辺がそうだからといったときに、では先ほど言ったように、産業構造って全部一緒ですか。県庁所在地も微妙に違うし、さらに人口動態はどうですかという話も考えないといけない。そういうふうになると、大体似たような数字にはなってくるのですけれども、ある程度のバリエーションをつくっていくということはあるだと思いますし、さらに水戸市なんかはやっぱり人口はかなり集積をしているわけです。福島も僕が見る限りは秋田なんかと比べるとかなり集積をしていると思いますけれども、集積具合という要件もありますし、さらに例えば福島の場合ですと震災の復興、これは気仙沼でも議論になったのですけれども、震災の復興という要点を委員会に反映させますか、させませんかってやっぱりあって、特別委員会で対応しますか、常任委員会で対応しますかという話もやっぱりある。そうすると、我々の地域で、市で常任委員会は何れぐらいあるだろうというのはやっぱり考えないといけない。だから、定数の話は全体の人数をどう減らすかみたいなテクニック論に今までなってきましたけれども、そこを一つちょっと待てよとワンクッション置いてそういう形に持っていくという考え方も必要ではないのかなと思うのです。だから、同じ中核市でも郡山はすぐく周辺を吸収して吸収して大きくなって、中核市になっていきましたし、いわきの場合は産業都市の関係で強制的に合併されたところから今日に至っているわけです。実際に平駅がいわき市になるまで、四半世紀かかっているというような形で、統合が難しいような地域もやっぱりあるので、そうすると単純に人口や産業構造だけではなくて、もっと細かく、横は見るのだけれども、でもその前にまず自分たちの自治体の常任委員会って本当にこの人数でいいのだろうかというところをぜひご議論いただければなというふうに思っています。これは先ほどお話ししたところですよ。

あともう一つ、委員の数を考えるときには、これ実は議員の定数もそうなのですけれども、偶数の自治体ってありますよね、議員定数。最近忍野村とかというのは、すごいのは議員の定数が偶数なのです。議長選挙ですべて決まらなくて、要するに完全真っ二つになって、実は議長選挙で何も決まらないという問題が起こってたりします。言い換えると、なぜ奇数ではないのかという話をすると、かつての法定数って偶数だったのです。偶数、奇数をあまり考えていなかった。しかし、本来

であるならば、議会の最後に議長や委員長は、ふだんの議論には参加できないけれども、最後にファイナルボートをするわけです。そうすると、実は偶数ですか、奇数ですかって聞かれたときに、本来議会は説明責任がありますから、説明しなければいけないのですけれども、実は意外に何で偶数なのだ、さっき減っているから、取りあえず今回1人減ったから、偶然偶数になりました、今回偶然奇数になりましたでは、議会基本条例に書いてあるような形できちんと説明できるのかといったときに、やっぱり説明できないというような形になります。個人的には、福島市の今の定数の人数から考えると同数になることってほぼめったにないかもしれません。ただ、重要な意思決定をするときに可否同数という場合を考えると、偶数で設定するよりも、委員会なり本会議、要するに全体の議員定数ってやっぱり奇数である必要があるのかなと。ですから、この辺りはぜひご議論いただければというふうに思います。

さらに、現在皆さんもご承知のとおり、三議長会で掲げている議長会の運動の中で、1番目は議会に関心を持ってもらいましょうということですが、やはり多様な議会づくりというものが、皆さんもご承知のとおり、地方制度調査会のほうで提言されているのです。そうすると、多様性の欠如という点でいうと、何度も言うようになりますが、議員の数を安易に減らしていくというのは実は慎まなければならない。

もう一つ別な視点をちょっとお伝えしておく、多様な議員ではない、例えば男女の数というのは大体どうしてもゆがんでしまうわけです。選挙はどうしても結果として男性が多く選ばれる可能性が高いわけですので。そのときにどう考えるか。議会の議員の方々、我々は当然民意の代表であると考えられるのですけれども、そのときに少し議員の定数を減らすときとか、ないしは選挙の結果で若干多様性が欠如しているかなと思ったときには、我々は民意の代表であるけれども、民意を十分把握し切れていないのではないかなというふうな考え方をする必要はないかと思えます。なので、僕はクオータ制で女性に議席の比率を割り当てましょうというのはちょっと賛成しないのですけれども、そうではなくて、例えば若い人の声が聞けていないのであるならば、議員の数を減らしてしまうということは当然声を聞けなくなるということですから、減らすのであるならば、欠落した民意ないしは声を聞く場をつくっていくということも併せてやっていただかないといけないのかなというふうに思えます。

どういうことかという、議員の数を10人減らします。大阪市でありましたよね。何十人いきなりがあんと減らして、身を切る改革ですという。でも、我々からしたら身を切る改革ではないのです。選挙の研究者からすると、減らすと、当然あそこは、政令市は選挙区ごとに選挙しますので、そうすると絶対当選しない人が出てくるわけです。党利党略だよなと思っていたところに、ちょうど関西テレビのほうから、これはもう言っていることですね、取材が来て、先生、これどう思いますかって聞いたので、では聞いてみてください。そこで議員を減らしたことで失われる、議会で反映されなくなる声を救済するために議会は何を考えるのですかって質問してくださいと言ったら、本当に質問した

らしいのです。そうしたら、やっぱり減らすことが目的であれば減らしたので、その部分が欠落していたのです。だから、次の改選までに考えますという話で、対応上手だなとちょっと思いましたけれども。

しかし、全国各地で議員の定数を減らしたときに、議員の定数を減らすことイコール声が届かなくなる人がある可能性がある。当選倍率が上がるわけですから。その声をどう聞くかという担保までやっぱり考えなければいけないのだろうということなのです。無駄だからって言うのですけれども、そういうところというのはやっぱり必要ですし、さらに議長会が進めている主権者教育からしても、正直議員さんと接する確率が減るといのはもう一つ選挙の影響がありまして、選挙のときに議員の数が減ると立候補者も減るので、働きかけがないので、投票に行かないという人たちが増えてしまうのです。ですから、そうして考えると、議員の定数を減らすことに対する副作用が必ずあるわけです。一方的に住民の方々からすると多過ぎると言うかもしれないですけれども、ここにいる議員という立場からすると、そういう声大きい人以外にも声があるわけです。その声が届かなくなるかもしれないから、その担保まで考えるというのが制度設計をする側のあるべき姿だと思いますから、そこも抱き合わせでぜひ考えていただきたいですし、気仙沼のほうの審議会のほうでは、その議員の定数を減らすのは構わないのだけれども、もちろん人口が減っているので、減らすという選択肢もあると思いますが、届かなくなる声に対する配慮というのを併せて定数を削減するときには抱き合わせでやらないと、議会基本条例をつくっていけばなおさらそういうことをすることが求められると思うのです。議会基本条例の視点に立てば、多様な議会とか、住民の民意を反映するということを考えると、失われる声にも配慮したことを抱き合わせで変えていく。定数を減らすという単純な話ではないというところは大事だと思います。

そうした中で、もう一つ、ちょっとこれは理念的な話ではなくて、つい最近のトレンドから少しお話をしていきたいと思うのですけれども、2023年に地方自治法が改正されました。これはご存じかとは思いますが、2023年の改正というのは、これは実は法律家の方々からすると全く無意味な改正であるというふうに評価されています。なぜかという、当たり前のことを当たり前書いたからなのです。ただ、地方自治法を読んでもらうと、これ第89条の改正ですが、第89条以外の場所に首長はこうあるべきという文章が書いてある。総務省の行政課長さんが解説をしてくれたところをちょっと聞いたときに、なるほどなと思ったのですけれども、戦前から戦後にかけて首長さんが大きく変わりました。とりわけ知事さんは内務省の官僚から、要するに官選知事から民選知事になりました。そうすると、首長の心構えというのをちゃんと地方自治法に書かなければまずいといって書いたらいいのです。一方、議員さんはそのまま連続して、戦前もあつたし、報酬は増えたけれども、報酬は入るようになったけれども、議員という制度自体の成り手もそれほど変わっていないから、いいだろうって、実は議員がこうあるべきだという文章をわざと書かないできたらしいのです。それでいたのですけれども、先ほど言ったように議員に対するイメージが、同じ制度にかかわらず、町村と例えば都

道府県なんか、ないしは市の中でも政令市、中核市と一般市でももう3万人を切ってしまうようなところで感覚がどうもずれている。そこで、文章化されたのが第89条です。

第89条の考え方と今回の定数削減について関連したところを指摘しておく、これ1項は当たり前なのですが、2項は普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検討、調査、その他の権限を行使する。これは当たり前のことなのですが、ちょっと注意、3がとりわけ重要です。3は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないって書いてあります。そうすると、ある意味でいうと、明確に今まで書いた内容で先ほど出たように寝ているとか、そういう話というのは言語道断という話になりますし、あとよくありますよね。ピンチになると入院してしまう議員さんが出てきますよね。今長期欠席者の議員報酬の削減の話等がよく出てきます。長期欠席者というのは、住民の負託を受けているのに負託を行使していないというふうに位置づけられて、だからそうすると議員は辞職をしてくださいという勧告に多分つながるのです。

ただ、注意しなければいけないのは、東日本大震災のときもそうですけれども、諸般の事情で議場に体を持ってこられない議員さんというのはやっぱり存在しているわけです。例えばちょうど子供が生まれるとって日赤に入院していて、委員会とかに出でこられない。そういう人たちは、これ前回もお話したような多分オンラインで参加できるという話。そうすると、この法律の明確化によって、法律学の先生方からするとあまり意味がない理念なのですが、ばらばらだった今までの議員のイメージをある程度固める方向に作用するというふうに我々は考える、政治学者は考えます。それと同時に、出席、欠席の間にバーチャルで出席という部分もできてきた。バーチャルな出席ができないのであるならば、例えば議員の報酬を削る、ないしは辞めてくださいという話もある種の間ができてくる。要するに出席しますか、欠席しますかという2択からちょっと変わりつつある。そうした点で定数に関しても考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

すなわち、地方議会に対する曖昧な認識を、要は議会とは何かを住民に理解してもらうことにつなげたい。議員の責任が重いことを認識してもらう。議会に多様な人材が参画できるようにしましょうという効果があって、これに基づいて定数などを改めて考えるようにするのはどうかなというふうに思います。

先ほど言ったように、定数を減らすというのは、住民の負託を受けた存在としての議員が十分声が聞けなくなるのではないかという状況を生み出します。それはしようがないです。物理的に無理だから。聖徳太子ではないので、豊聡耳皇子ではないので。そうすると、たくさんいればいるほど声が聞けるし、たくさん機会があればあるほど聞けるわけですから、そうすると定数を安易に減らすというのは、先ほど言ったように、声が届かなくなる可能性がある。だから、補完措置をする必要がある。だから、定数を減らすときには多様な声を拾う仕掛けが必要になる。この一番下に書いてあるような話になってきます。そういうふうに考えていくと、やはり第89条ができたことを一つのきっかけとし

て、考え方、議員定数の在り方の決め方自体を少し見直すときに来ているのではないのかなというの
が私の意見ですし、そういう形の方向はやっぱり一つ提案としてある。

さらに、もうそろそろ時間で、あと5分ぐらいしかありませんので、ついでのお話をさせていただきますと、これは気仙沼でもそうなのですが、これ最初に言いました。議員定数条例を一度決めたら、
数回は変えないというようなところをきちんとやっていただきたいということなのです。それはなぜ
かかというと、選挙というのはある種ゲームのルールですけれども、これは何人出て、当選がどれぐら
いでとある種予測して立候補されている方もやっぱりいるし、準備をされている方もいるわけです。
つい最近出た、バイデンがいきなり撤退して、カマラ・ハリスが出てきますというようなことで、ち
よっと今回ではなくて次の2028年を想定して立候補する人が今あたふたしていますけれども、通常選
挙というのはある種ルールは安定的なほうがいい。ただし、安定的になるには、条例を決めれば安定的
になるわけですけれども、毎回毎回選挙のたびに見直す、見直すという話ではなくて、例えば一度
決めたら見直し条項、二千二十何年、例えば2030年にこの条例を改めて見直すこととするとかという、
そういうような、ないしは有効期限を決めておくとかというような形で、できる限り安定的な運用が
できるような考え方というのはしたほうがいいのかなというふうに思っています。

さらに、報酬や定数というのは次回から適用するという発想が大事で、私が当選したら報酬減らし
ますってよく選挙で聞きますけれども、あれはおかしくて、我々からすると定数も報酬も今こういう
条件で皆さん代理人となる議員さんを選びますので、ぜひ投票してください、立候補してくださいと
いうふうな提示なのです。政治学では、政治家、議員とか首長さんというのは住民の代理人である
という発想。選挙のときに適用される報酬ないしは定数というのはある種条件である。要するに雇用条
件ですね。この条件で議員をやってください、この条件で立候補してくださいと。ですから、そうす
ると私が当選したらではなくて、私が当選したら変えて、次の選挙からそうしますというような形に
ならないと、でもこれは議員、先ほど言った基本条例の視点と、そちらの、私が言っているほうが近
いのかなというふうに思います。

さらに、今回ここでは特別委員会で議論していますけれども、本当に最後の最後決まらない場合に
住民の声をどんな形で聞いていくかということも、実はここは難しいテクニクになっています。
なぜかかというと、先ほど言ったように、住民の方々の中には目の前に見えている事象、議会を見に
来たら寝ている議員がいた、ないしは大河原ではないですけれども、子供たちの見ている前でゲームを
やっていた、それで即議員全体が悪いって判断しやすいです。要するに木を見て森を判断してしまう
からです。2つ方法があって、やはり住民の声を聞いて議論するという場をつくるというのが方法と
してあるのですけれども、もう一つ別の方法は、さっきも言いましたとおり、これ主権者教育に通じ
ますけれども、やっぱり議会の情報を公開していく、見せていく。個人的には見せていく方向のほう
がより適切だとは思いますが、ふだんから見せてこなかったがゆえに、定数を決めるときにあ
る種パッションが優先されてしまうということもあるので、逆に言うと今日こういうふうに私話して

いますけれども、マスコミにむしろ入っていただきたいのは、そういう議論って実はメディアのほうにも伝わっていない。我々の問題でもあると思いますので、今日こういう機会をいただいております。ありがとうございますのかなというふうに思います。

あと、余談で少しおまけがついていますが、地域に対する考え方で、地域から誰も代表が出ないのは困ると考えるのか、それともそうではないと考えるのか、ここは非常に重要なポイントになります。特に山とかで集落が分かれているようなところではやはり地域代表というのがありますけれども、平野部でかなり人口集積が整っている、極端なこと言うと東京23区みたいな選挙の場合では地域代表というのあまり機能していないというところで、まさに地域の事情というのそういうところをやはり特別委員会等々で議論していただくことが必要かなと思います。

これは先ほどもう話したので、少し飛ばさせていただきます、さらに最後ですけれども、政治参加で、私先ほど出たように、市民の声ってさらっと言いましたけれども、やはり政治参加しやすい方というのは時間がある人、資産がある人、そしてスキルのある人は参加しやすく、これはつい最近退任されましたけれども、熊本県知事の蒲島郁夫先生が、日本の第一人者ですけれども、彼が言うところでは、やはり構造的に弱者は声を上げにくいので、その声を聞けるのが、もちろん首長、執行部も、首長部局のほうも声を聞いていますけれども、やはり議員の仕事であると。

さらに、もう一つ、イグジット・ボイス・アンド・ロイヤリティーという研究者の言葉があります。これアルバート・ハーシュマンという人が右肩下がりの組織、右肩下がりの地域のときに、人が出ていく地域はどんな地域、人が出ていく組織はどんな組織というのを研究した成果です。イグジットというのは出ていくことです。このまちで声を上げられないから、出ていく。一方、ボイスというのは声を上げるということですけれども、例えば住民の声を聞く場がある。そうすると、聞く場があるところと聞く場がないところでは、聞く場がないところの人のほうが出ていくだろう。とりわけ被災地のように人口が減り始めている、そういうところではやはり声を上げられやすい環境を整えなければいけないし、声を受け止める存在が必要で、そこが議会であるという話で考えていく。その議会が声を受け止めることができると、ロイヤリティーって忠誠心って注釈しますけれども、地域の場合は愛着心とか、成功体験、私の言ったことがどうもつながった、そういうことが次の世代のところにつながっていく。ですから、議員の定数の議論というのはそうした未来にも関わっていくというところをご理解いただければと思います。

時間が来ました。以上です。ありがとうございました。

(半沢正典委員長) 河村先生、ありがとうございました。

以上で意見の開陳は終わりました。

次に、質疑を行います。ご質疑のある方はお述べください。

(黒沢 仁委員) どうも河村先生、ありがとうございました。

先ほど来からお話が出ている飯野の住民でございます。まさしく福島市は合併、合併で出来上がっ

てきた自治体だと感じているところです。そういった各出身の地域の歴史とか何かを知るということがやっぱり候補者、政治を目指す者にとって大切な要素の一つではないかと常々考えている者の一人でございますが、そういった意味において、先ほど来地域とはというような部分でのご提言もありましたが、先生の考えている地域の範囲といった部分はどのようにお考えになっているか、考えがあればお示しをしていただきたいと思います。

(河村和徳参考人) 地域に関する概念とは自治体によって違うのですけれども、実は私金沢大学にいましたので、北陸地域では大体学校区で除雪をやっているものですから、校下と呼んでいますけれども、校下単位が機能している。大体コミュニティーというのはおおむね学校区というのがやっぱり基本になるだろう。実際に法定数から条例定数に変わっていくプロセスの中で分析してみると、多くのところがむしろ法定数ではなくて、法定数を条例定数に変えていくときに学区、学校区ですね、おそらくこの学校区は字単位、大字単位になるので、おそらく明治から昭和にかけてのかつての市町村、町村なんかを1つの単位にして集落単位といったものを考えている。おおむねその学校区と支所が、多分学校区2つ、小学校が建つと支所ができたり、中学校近くで支所ができたりすると思うのですけれども、やっぱり支所単位が当面の間地域として認識されていきました。ただ、支所のところで注意が必要なのは、これは大崎市の事例になりますが、支所はあるけれども、議員さんに言って市の本庁で議論していただくものと、支所単位で議論していただくものを分けていければいいのではないかという議論も実は大崎市なんかであるのです。すなわち、支所の決裁権限をかなり支所に落としておけば、例えば、これは聞いたことがありますけれども、うちの前の除雪がなくなっている、何とかしてくれて議員に頼むという話がなくなっていくというのです。要するにそれは支所のほうの決裁の中で単位になって、そうすると議員がより自治体全体の意思決定に参加する存在であるべきだとするのであるならば、支所機能を強化して、そういう全体の代表になるようにしたほうがいいですし、やっぱり地域の声を聞く、御用聞き ウエートを維持したいとするのであれば、支所機能を強化しないという形もある。実はこれは執行部の支所に対する考え方と議会の支所に対する考え方ですり合わせをする必要がある。これが定数にも関わってくるのです。なぜかといったら、地域の代表でなくなればいいというのであれば、もっと減らしてもいいという話になる可能性があるわけなので、そうすると定数を考えるときに単純に議会の定数だけを考えるのではなくて、地区というのは基本的に執行部の執行、支所とかの単位とも関わってきますので、少しその辺りは議論が必要かな。おおむね通常であるなら中学校ないしは義務教育学校、小中です。義務教育の学校の範囲が基本的に地域というふうに考えられますし、その辺りでどれぐらいにするか。政令市の場合は、先ほどの浜松の場合、天竜区をどうするかという問題があったり、ないしは鹿児島県のようなところでは島をどうするかという問題がやっぱりあって、島から代表を出すのかどうかということで地域の人たち、若干地域の考え方の基準って違うかもしれませんが、支所というのは一つの基準になるし、あと学校区、中学校区が大きいと思いますけれども、中学校区単位で1人出るか出ないかというところの基準で決めるという考

え方もあるのかなというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

(佐藤 勢委員) 河村先生、本当に非常に参考になりました。ありがとうございます。私自身、定数削減というと、どうしても人口とか面積とか、あと他市町村を参考になんていうふうに思っただけで考えていたのが、先生のお話を聞かせていただいて、ちょっと違う目線になったなというふうに非常に思いました。

1点質問なのですが、先生、定数を減らした場合に、民意をしっかりと、民意のことを聞くと、一人一人の声がしっかり届かなくなるから、ちゃんと聞かなければいけない、その担保が必要だということだと思うのですが、私この委員会でそれを話さなければいけないとは思っていますが、もし先生のアイデアとか、何かお考え、こういうものがあるよなんていうことがあれば教えていただきたいなと思ったのですが。

(河村和徳参考人) 民意を聞く方法というのはいろいろあるのですが、実は福島市議会ではデジタルを一生懸命やろうということもあるので、よくこういう話をされると、議員がお出かけで地域の懇談会に行ったほうがいいという話があるのです。これは確かにアナログで大事な話なのですが、実は住民の声を聞くのはアナログもデジタルもということもありまして、デジタルで聞くという選択肢が実は欠けやすいというところがあります。すなわち、アナログの場合ですと、大体回っているといつも同じ人が出てきて、5回もやるとまた来たという感じで固定化されてしまうところがあるのと同時に、もう一つ、これは福井のほうに行ったときに、議員さんと住民の懇話会のところでちょっと先生も出てくれという形で出たときがあるのですが、そのときには議員のOBの方がはいて手を挙げてずっとしゃべっているのです。その近くにいる若い人たちは言いたそうなのですが、何も言えなかったということがあつたのです。加古川市なんかでは、議会が主体となって、例えばオンラインでチャットみたいなことで書き込めるという場をつくっておいて、要するに、取手市もそうですけれども、住民参加でやった後に、どうぞ書き込んでくださいと言ったら、若い人はしゃべれなかった鬱憤でわあっと書き出すようなこともあるのだそうです。そういうふうに考えていくと、アナログオンリーにすると、先ほどここに書いて、最後ちょうど出た、時間がある人、資産がある人、スキルのある人はやっぱり声が大きくなってしまふ。なので、例えば議会で、ある程度コントロールしなければいけないので、例えば議会の懇談会はアナログとデジタル同時でやります。終わった後にチャットで書き込んでくださいね。ただ、全部に答えられるという保証はありませんよというエクスキューズをつけながらやるという方法が1つです。

もう一つは、こういう参考人制度と連動しますけれども、意図的に主権者教育の視点をセットで、例えば若者議会みたいな形の中で、ある種政策ターゲットになるような人たちの声を、いわゆる有意抽出って我々は言っていますけれども、皆さん来てくださって参加者に来てもらうのではなく、例えば福島高校さん、すみません、何かありませんか、ないしは女性で例えば幼稚園のPTAの方々、

何かありませんかとかという形の、政策課題を議会で設定して、委員会でもいいと思いますけれども、委員会で設定をして、その人だけの声を聞く場を別個でつくってやるということも必要なのだらうと思います。見ていると、例えば団体さんだったら、幹部の方としか会わないとか、どうしても陳情、請願の場合は幹部の方が来られるので、それも大事なのですけれども、若い人の声を意見交換会させてくれとか、そういう形の中でやっていく必要があるのではないかな。

もう一つ、実はこうした活動がやっぱり必要だなと思うのは、それをやっていく過程の中で、一つは議員さんの仕事量が増えていって、よりプロに近づいていく。そうすると、今議員は何もしないとか、アマだという話を言っている方がいらっしゃるのですけれども、そうではなくて、今までは手続き上の関係でリアルに限られた人しか会えなかったのだけれども、やっぱり我々仕事量を増やしてウイング広げていますよというような場を議会がつくれるとよりいいですし、あと先ほど言ったように、若い人というのは時間はあるのかもしれないですけれども、資産があるわけでもないし、スキルがあるわけでもないし、経験もないわけですから、そういう人たちと議会がつながってあげることによって、一つは常識と違うことを言ってくるな、でも面白いなとか、先ほどの大和町の議会のように、大人ではなかなか言いづらい、こんな安い報酬でいいのみたいな、えっ、議員さん年金ないのとかというのを逆に高校生、大学生が知ってくれることによってまた違った展開って生まれてくるのではないかな。

だから、どうしてもそういうこれまでのルーチンというのがあったのですけれども、ちょっと技術革新があって、ブレークスルーがちょうど今あるところですので、議会のそういう接し方、有意的な接触の仕方とか、ないしはアナログもデジタルもというやり方とか、そういうふうなことをやっていけば、特に福島市議会の場合、全国で私議会のデジタルの話をやっているものですから、見ているとやっぱりこれでも進んでいるほうなのです。なぜかという、取手市さんもどんどん行っていますけれども、私韓国へ視察に行ったら、陳情、請願も電子的にやっていたりする。ないしは、議会がAIで秘書をつけて、AIで、チャットGPTみたいな、今開発しているのですけれども、この視察をしたいのだけれども、どこ行ったらいいとかと言うとAI秘書が答えてくれるのです。もう議会事務局に頼む必要は全くないです。というぐらいデジタル活用していることを考えると、まだまだすぐできますし、さっき言ったようにデジタルというのはつなぐことと、情報をたくさん集めてきて、それなりにカスタマイズして情報を提供してくれるので、最近、これちょっと最後余談になるのですけれども、チャットGPTを使って議会の質問主意書とか書いていいですかねって聞かれたことがあって、駄目とは言いません。いいですけれども、チャットGPTはたまに不正確な情報を拾ってくるから、危ないですよみたいな話をしています。だから、出すときにはちゃんと確認をしてくださいねって早稲田のマニフェスト研究所で言いましたけれども、やっぱりデジタルというのはもっともっと使えると思いますし、民意の意見の集約、議員たちの意見を集約するだけでなく、住民の意見を集約するところでも使えるし、使うことによって頑張っているということが可視化されて、頑張っているから、

住民たちが、議会改革をよくやっているから、別に減らさなくていいのではないかと、そういう話まで出てきます。そういうところまで少し濃淡まで見て議論できるといいのかなと思います。

すみません。以上です。ありがとうございます。

(川又康彦委員) 非常に参考になるお話ありがとうございました。

先生のご説明の中で、地方議員の数を減らすという部分の理由づけとして、そうではないのですよというお話はありましたが、特に関西を中心にして行財政改革に貢献ということで、議員定数は減らすべきだろうということで、実際にもう減らしているところもあるということで、そうではないのだよというお話は非常に納得がいく部分ではあったのですが、一方今回我々の特別委員会で議員の定数、在り方を検討している中で、人口が減少していくという、現実には減ってきているような状況で、これから例えば1割、2割、実際に相当短い期間で人口が減っていく中で、先生がおっしゃる民意を反映させる議員定数の在り方という部分を考えて際には、人口減少に伴っては、議員定数というのはそれに合わせては減っていくのもしかたあるべきだというお考えなのではないでしょうか。それとも、それはあっても、やはりいろんな部分、例えば常任委員会の定数の部分とかも含めると、それはある程度維持していくというのが必要になるのだろうかという、その辺の視点についてはいかががお考えなのではないでしょうか。

(河村和徳参考人) 実は気仙沼市でその話が同じく出まして、要するに合併をして、かつ震災があって、津波で人口が減っていったという話があったときに、どの人数だったら減らそうかという逆に基準を決めておく必要があるのではないかとこのところなわけです。あるだろうということが議論になりました。どういうことかという、人口が減っているから、減らすとしても、では先ほど言ったように何人減らすという話になるし、人口が減ったときに、そもそもまず実は減らす前に発議するというワンクッションがある。そうすると、例えば1人当たり人口が何人になったら発議をしましょうかというようなところをまた別個、先ほど言ったように見直し期間とは別に準備しておくということはやっぱりあってもいいのではないのかなというところなんです。すなわち、最初から減らす、何人になったら減らすではなくて、やっぱり発議をするというようなところがトリガーだと思います。

そうした中でいうと、実は気仙沼の場合は今回減らすのか、それとも次回から減らすのかとあって、実は有識者で、私副委員長でしたけれども、委員長、これは前の宮城県議会の議会事務局長の方でしたけれども、我々は逆に議会の話をよく知っている立場なので、もうワンクッション見てから次の選挙をやった後に減らすというほうがよろしいのではないのですかって提案したのですが、市民委員の方々はそうすると私周辺からプレッシャーがかかっている、次からお願いしますという話で、実は両論併記して、一応議会が決めることになっていますので、最後に議会が決める形にしたのですが、所沢市もそうなのです。実は我々有識者と住民とどちらを優先しますかとなれば、やっぱりどうしても住民でないはずだと思うのです。要するに最後の究極は住民、条例に書いて提出することもできるわけですから、そうすると有識者としてはこうこうこうで、こういう手続きを踏むという

のがまず1つあって、先ほど言ったように、人口が減ったときやこういう状態になったら議論をするという、すぐ減らすという言葉ではなくて、そのとき、そのときで状況が違ってきますし、あとその頃になったらもっとバーチャルで、昔エヴァンゲリオンというのがありましたけれども、があつとスクリーンに並んで会議できるような時代が来るのかもしれないので、そうするとトリガーだけは決めるけれども、そこで未来の議員に議論してもらおうという形が理想なのではないのかなというふうに思うのです。実際に多分10年前だったら、ちょっと震災後にこうしてオンラインで会議できるというのは想像していなかったわけなので、それがコロナになって短期間に普及して、制度も準備も今進んでいるところですから、一応発議のところだけにとどめておいたほうがいいのかと思います。

さらに、全国的には減らすのかということ、おそらく減らさないような印象もまだあるので、人口の減少の仕方というのは時間差がありますので、先ほどそういうところはやっぱり議会基本条例に書いてある周辺の自治体の動向を見てというような形で議論してもいいのかなというふうに思います。

私個人としてみると、やっぱり減らさないほうがいいですし、産業に即した形で、常任委員会で議論する議論があるところはすごく多くて、あるところは少なくというような状態よりは、ある種それぞれがそれぞれに専門性を生かしながら分担できるような形にしていく必要があると思うので、人口が減っても、実は人口が減った結果、常任委員会の在り方が変わってくる可能性もあると思うのです。そちらに持っていくということもできると思います。ですから、発議ぐらいにとどめておけばいいかなというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

(山田 裕委員) 大変胸に落ちる話だったなというふうに思っています。それで、人口減少という話が出ましたけれども、この間の福島県内の地方選挙を見ると、結構立候補者が多くて、多数激戦という状況になっているのです。福島市も11人はみ出しているということでしたから、議会に対する関心と期待が住民の中に高まっているのではないかとということと、あと住民の中で持っている多様なニーズ、やはりそれに応えてほしいという、そういった思いがこういう多数激戦というか、そういう状況を生み出しているというふうに考えるのですけれども、地域だけではなくて、市民の皆さんのそういった思いがこういう選挙の様相を変えてきているというふうに私は考えているのですけれども、その辺について先生のほうから。

(河村和徳参考人) 確かにそうだと思います。特に都市部になればなるほど、中核市クラスになってくると、やはり地域プラスアルファという形の中で選挙が行われていたり、それだけではなくて、例えば農業なら農業の団体さんがやはり自分たちの代表を出したいという形の中でそういう団体代表といったものが出てくるので、その点からすると非常に福島というのは多様な地域だと思います。実際に県庁所在地で農業が強くて、それなりに医療系の工場もちゃんと建っているところは意外と限られてくるので、その点からすると多様性が高いというところはあるだろう。どちらかというところ若干商売の部分は郡山に取られているので、商業からかなりの部分出てくることは少ないというところ

で多様性があると思うのです。そういうふうを考えていくと、非常に立候補者が多いということはいいいことなのではけれども、逆に言うと議員定数を減らすと立候補者が減るとするのは全国的な傾向なのです。それはどうしてか。当選ラインが上がっていくものですから、そうすると実は議員定数を減らすと立候補者が減って、減らし過ぎてしまうと割れてしまうという、要は定数割れ当選、無投票が起こってしまうというような形のもの研究上分かってきているので、我々議員の定数を減らすべきではないと言っているもう一つの理由は、当選ラインが上がるからです。さらに、人口減少してくると、当選ラインがどうしても要は上がってくる、結果論として上がらざるを得ないので、より多くの票を取らなければいけない。だから、議員の数が、立候補者の数がやはり福島市はよそのところに比べて多いので、当選されている先生方は大変なのではけれども、実際のところは民主主義としてはいい状況だと。通常であれば、県庁所在地クラスでも3とか4とか増ぐらいが多くて、被災地選挙の諸相というのをちょっと9年半ほど連載していたのですが、それで岩手とか宮城とかに比べるとまだ福島はそれに達していないという点からすれば、定数がある種これから減らしていくと逆に減ってしまうのではないかと、要するに立候補者が減ってしまうのではないかなと思います。

さらに、我々研究をしている中で少し気になるのは、当選するラインといったものが読みにくい自治体か読みやすい自治体かという点、先ほど言ったように、単一的で地域の数がある程度地域中心に選挙をやっているようなところは読みやすいので、実は最近定数割れになりつつあるのです。福島の場合は先ほど言ったように産業が多様なので、要するに地域だけでは当選し切れなかったりするものですから、実は立候補者が多く出るだろう。だから、ある意味でいうといい条件に、選挙の研究者からするといい条件にあるので、あまり積極的に定数をいじって民主主義としての環境を厳しくするのはどうかというふうには今思っています。

ただ、県庁所在地のもう一つの実質的特徴として支店経済というのがありまして、よそから移ってきて、ある期間だけいて、でも選挙をちゃんとするという方が一定数、仙台もそうですけれども、いらっしゃるので、そこが攪乱要因になっているので、某国営放送とか、要は全国的なそういう企業さんとかの支店の方々がそれなりにいると選挙の様相が強くなるということが分かっています。ただ、最近ネット選挙運動とかという形、ああいう東京都知事選挙ですごい旋風をということが言われていますけれども、正直なことを言うと、最後はやっぱり選挙で信頼できるかどうかというところの、認識してもらおうところにかかっている、地方ではなかなか動画を見たところで支持が高まることはないというのが研究でありますので、ふだんから政治に接していない方々がああいう動画とかに反応しやすいというのも分かっているというふうにと考えると、少し議員選挙になると選挙運動で、どこでしたっけ、一回も選挙運動やらないで議員選で立候補した、北区でしたっけ、そういうのがありましたけれども、ちょっとそこまでは福島ではいかなないかなというふうには思っています。仙台でも少し厳しいです。

あともう1点、余談になりますけれども、若い人は政治的な接触が少ないものですから、そうする

と立候補した最も若い人ないしは政治色が最もないと思われる女性に瞬間的に票が集まるという現象があるというのも最近見えてきました。その中でとりわけその傾向が強くなっていて、仙台市の選挙、市議選ぐらいでは、いわゆる組織票が機能しなくて、そういうネットが有利になったということもありますので、個人的にはそういうところはあるけれどもという留意点だけはお話ししておきたいなと思います。

すみません。ちょっと脱線しました。以上です。ありがとうございます。

(羽田房男委員) 羽田と申します。大変お世話になりました。ありがとうございます。

先生にちょっと笑われるような質問をさせていただきます。先ほど地方自治法の第89条が改正されたということで、以前の第89条は地方公共団体に議会を置くということだけだったのですが、③のところの黄色いマークペンのところで、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないということと、明文化の意義というところで1つ目のポチ、議会とは何かを住民に理解してもらうことにつなげるというご説明がございました。やっとうこういう形の中で明文化されたのかなというふうに思いますけれども、そこで総務省のほうでもこういう第89条の改正並びにその中身を国民の皆さんになかなか明らかにしていないということになりますと、先ほど申しあげました議会とは何かを住民に理解してもらうことにつなげる、この項目に欠如と言うと失礼ですけれども、あまりそういう動きがないということになりますと、私も議員が議会とは何かを住民に理解してもらう、議会はこういうことなのですよともなかなか言いづらいといいますが、なかなか訴えにくい。議員の責任はこういうことなのですよ、議決権があってなんて言うと、おまえは何を言っているのだみたいな地域でご指摘を受けてきました。実際議員の責務とか、議会とは何かという、住民に理解してもらう、どのように住民の方に理解をしてもらうための方法というのは、僕らはちょっとできないので、どのような手法で、せっかく改正をしていただいた第89条の関係を、住民の方、ここでいえば市民の方ですけれども、どのように具体的に広めていったらいいのかなということをもし教えていただければと思います。

以上でございます。

(河村和徳参考人) この件に関して言うと、法律学ないしは総務省の立場からすると当たり前のことなので、さらに地方自治ですから、国が言うことはございませんというのが正直なところなのです。ですから、これは実は三議長会のほうから提案をいただいたので、地方議会・議員のあり方に関する研究会の際には、ここまで地方自治法に書く必要ないのではないかという形の中で法律学の先生方がちょっと疑義を呈したものを押し切った形で文章を書き込んだので、その点からすると逆に地方議会のほうに投げられているというのが実態です。

ただ、そのときに注意をしなければいけないのは、議員は陳情の受皿であるとしか考えてこないステレオタイプがこれまで長く続いただろうと。なので、議会はいろいろなことをして住民に理解してもらうまでいく前に、やっぱり議会の活動を可視化していくということが必要ではないかというふう

に位置づけています。7月4日に都道府県議長会と市議会議長会と町村議会議長会のほうで三議長会が作るパンフレットをどうしたらいいかという話の中で、ちょっと有識者で呼ばれて会合をやってきました。おそらく市議会議長会の今度の全国研究フォーラムが、想定ですと10月9日、10日ですね。私10日登壇なので。やはり一番大事なことは、理解してもらおうといっても、いきなり理解まではいかないと思うのです。さらに、もう一つ難しいのは、旧来の議会のスタイルってやっぱりあるわけですよ。道路を造ってほしい、橋を造ってほしいという時代は、やっぱり頼んで、執行部のほうにも頼んで、何とか通してもらってというある種のモデルがあったのですけれども、インフラがここまで整備されてしまうと、旧態依然としたスタイルというのはやっぱり通用しなくなってきますし、さらに難しいのは、うちの地区をどうしてくれと言われても、今EBPMという横文字になっていますけれども、要は根拠を出してくださいという話になる。だから、議員の側がお願いしますよと言っても、根拠がないと受け入れられませんという形になり、執行部は断る傾向があるのです。そうすると、今、先ほどの話ではないですけれども、こういうことを、第89条が変わったので、こうですよと言っても、いや、ふだんやってくれないのに、これだから使えないやつだみたいな話で、ちょっと議員に対しての反発があるということがある。そこは時代の変化のところでもありますので、古い方々に接するやり方と、若い世代、特に世代として見るとやっぱり40代以下と50代、50歳未満ぐらいになりますけれども、子育て世代に対して議会がどうアピールしていくか、どうしても年功序列型の上のほうに目が行きがちだったのですけれども、若い人たちの声を聞いていくかというところがポイントになってくる。もちろん自分の支持者というところもあるかもしれませんが、議会の組織として、世代間の意見のギャップがあることに対して議会は認識して、それぞれに対してどういうふうな形で物を見せていくかといったものをやっぱり考える必要がある。

昨年の統一地方選挙で子連れ選挙が重要になりました。もう都市部では子供がいますというだけで有利になるというような選挙環境が生まれつつあります。さらに、女性の子連れ選挙が選挙違反ではないかという問合せが東京都選管に寄せられたらしいのですけれども、それは裏を返すと、かつては女性が子供を連れて選挙をやると、この人は泡沫だと思われたらしいです。要するに子供を預けないで選挙をやっている、この人は選挙に弱いのだというのが、都民ファーストの会が当選したぐらいから、やはり組織選挙ないしは古い世代の考え方だけでは集票し切れないかもしれないという環境が今生まれつつある。そういうことを考えると、やはり住民の声を聞く場、ないしは先ほど言った右肩下がりのどうしても人口になっているわけですから、そうすると何かの形で若い人とかいろんな人たちの声を聞く場をつくってあげないと、それは自分の選挙だけではなくて、地域づくりないしは議会の意思決定なんかでもやっぱり差になって表れてくる。

ですので、一つの方法として見ると、先ほど言ったようにターゲットがそれぞれ政策課題的にあるだろうと。例えば風評被害の払拭というところがあったとしたときに、気になるのは風評被害の払拭というところ、大体福島の人是有権者の中のモモ農家だけに話を聞いてしまう。でも、買っている側にお

話を聞いて参考人と呼ぶということは実はなかった。ないしは、実は去年福島学院大学で公共政策学会をやったときに、公共政策学会の私副会長だったものですから、コラッセでやったのですけれども、その際にエクスカージョンというのをやって、韓国の、韓国ご存じですよ。福島に対してちょっと距離感のある韓国。韓国の先生を第一原子力発電所の中を見に行きますけれども、エクスカージョンで行きませんかと誘ったのです。そうしたら、その先生がALPS処理水を海洋放出するときの向こうの番組のメインコメンテーターで座って解説をしているのです。私はちゃんとあそこ行っただけで、ここまでは安全ですみたいな話をしてくれたのです。

そういうふうに考えていくと、議会が話を聞くのはどうしても有権者向けになってしまうところもあるし、有権者でも偏った声しか聞けなくなってくるかもしれない。だから、先ほど言ったように理解してもらおうというのは多分次のステージで、もう一つはいろんな人と接しましょうというのがあがる。接する場をつくっていただきたいということだと思いますし、議会の広報の仕方も自治体によっていろいろ工夫をしまして、宮崎市議会さんなんかは実証実験で、質問をしたら自分で5分の切り抜き動画を撮影して、今日の質問はこういうことですから自分が切り抜き動画を作って、それで議会のオフィシャルのホームページに載せるみたいなことをやっていたりする。そうすると、何かを住民に理解してもらおう前に、ここでポイントになるのは広報の強化です。広報もエックスとかああいう話はなかなか難しいですけれども、最近は例えばティックトックなんか、議会のティックトックも某安芸高田市みたいにバズってしまうこともある。そういうことを考えると、議会の見せ方というのはやっぱり課題になってくるのかなというふうに思います。理想を言うと、安芸高田の例を、質問されたので、言わせてもらうと、安芸高田は首長さんが主導で、首長さんが映したものを、それを勝手に切り抜かれて、支持者の方、支持者というか、県外の支持者の方々に切り抜かれて、ああいう議会と市長さんの対立というのが生まれました。普通のところは大体議会主導で議会の動画を流していますし、それがファクトとして成立するようにしておいた上で、各議員の方々が自分のところを切り抜いて動画を出すというようなことをやっていると思うのです。そうすると、実は見せ方というところは、この委員会の話ではないと思いますけれども、広報委員会だと思いますけれども、少しご議論いただいたほうがいいのかなというふうには思います。

すみません。以上です。ありがとうございました。

(根本雅昭委員) 本日はありがとうございます。

先ほど先生のご答弁の中でEBPMについてお話がありましたけれども、議員定数を考える上で、本日のお話の中にもちりばめられていたようには感じますけれども、EBPM、理論に基づいて議員定数を考える上で要素となり得る重要な項目について、もし因果関係なども含めて教えていただければと思うのですけれども、本日の中にもちりばめられていることは承知しての質問です。

(河村和徳参考人) 議員定数をEBPM的に考えたときに、やはり1つポイントになるのは、よその自治体の場合ですけれども、よその自治体ではもう既に議員を減らしたときに例えば投票率がどれぐ

らい下がっているかというのは1つポイントになるのです。なぜかという、先ほど言ったように、それも直近をはかっているはいけないのです。直近は今までの現職の方々が一生涯懸命働くので、選挙をするので、意外と生き残りをかけて投票率が上がることも分かっています。そうすると、実は投票率が下がるのは削減して2つ先、要するに削減した次の選挙のもう一つ先がポイントになるのです。1回議員がぼんと減った分で固定したときに、その次にはがんと低くなる。それはどうしてかという、立候補者が減るからなのです。ですから、そうすると1つはそこがあるだろうというところはありません。

もう一つ、EBPMを議論するときには内部的な話をするのであるなら、議員に対するイメージとか、そうしたものは住民の意見とかを取っておいたほうがいい。気仙沼の場合ですと、ちょうど代表の中に地区代表の方が、審議会の中の審議委員の中に地区代表の方がいらっしゃったので、アンケートをするとちょっと刺激的なので、地区代表の人に、こちらでいったら町内会とか、そういう自治会とかの会長をやっていらっしゃる方に軽く議会ってどう思いますかみたいな形で聞いておく必要があるだろうと。その際に、先ほども言いましたけれども、どういう認識をしているのかというところがあって、よく知識を知っていて、こうだって言われている場合と、イメージでこうだって答えていらっしゃる方をうまく集計しないと、よくあるのはアンケートを配ったら、議員定数を減らしたらいいですかとあって、みんな丸をつける。ですけれども、議員を減らしたほうがいいですか、報酬は安いほうがいいですか、両方丸をつけて、議員は能力が高いほうがいいですか、そこにも丸をつける。矛盾していますよね。個別で一つ一つ聞かれると丸をつけるのだけれども、全体で見ると矛盾した回答が得られるかもしれない。そうすると、矛盾した回答が存在するというのは、先ほど言ったように実は広報戦略が十分ではないということなのです。十分ではない中で議員の数を減らせというふうに言っていると。要するに改革案の中に、さっきの誤解ってありましたけれども、世論調査の回答、矛盾に満ちているわけです。一つ一つの答えはそうなのだけれども、議会というのはトータルの考えになるので、トータルになったときにこの回答って矛盾していないかな。実際に私それでやってみると、大体4割ぐらいの方が矛盾しているのです。ですので、アンケートをやりたいというときに、やっぱり慎重にやったほうがいい。アンケート、住民の方々からやっぱりいい人を、例えば大谷選手の代理人ではないですけれども、やっぱり優秀な人を、頑張ってもらいたいのだったら報酬を払ったほうがいいよね、あなたはどう思いますかって聞くと、はいって答えたのであるならば、議員の報酬が安くいいということは、裏を返すと議員は安かろう、悪かろうでいいってその人は思っているという話になってしまう。なので、議員だけ、なぜか知らないですけれども、報酬は安くいい。でも、優秀でなければまずい。地域のために汗水かかない人は言語道断だみたいな話の中で、やっぱり持っている議員像が若干の矛盾を生じながらやっている。なので、EBPMを議論するときには、EBPMは大事だから、アンケートを取りたいといったときにはぜひご相談してください。アンケートは、正直なところ言うと、ちょっと素人でやらないほうがいいというのはあるかなと思います。

まだたくさんありますけれども、ちょっと時間もあれですから、以上です。

(半沢正典委員長) ほかにご質疑のある方はお述べください。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(半沢正典委員長) 以上で質疑を終了いたします。

この際、参考人の河村和徳様に本委員会を代表いたしまして一言御礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本特別委員会にご出席を賜り、そして前半は様々な角度からご教示いただき、また後半は委員の質疑に丁寧にお答えいただきまして、誠にありがとうございました。今後委員長報告をまとめる上で参考にさせていただき、そして第89条にありますように市民の負託に応えられるよう、今後とも不断の努力をしまいにしたいというふうに改めて決意をする次第であります。それでは、本日は誠にありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後3時01分 休 憩

午後3時05分 再 開

(半沢正典委員長) 委員会を再開いたします。

参考人招致の意見開陳を行います。

本日の参考人招致に関してご意見をお伺いしたいと思います。ご意見のある方はお述べくださいということで、お一人お一人いろいろ意見開陳をお願いしたいと思います。

(黒沢 仁委員) ありがとうございます。大変参考になるお話であったわけでしたけれども、自分たちの身分を自分たちで今後決定していかなくてはならないとなると、大変議員としての責務、そして何といても一番求められているのは民主主義というのかな、質の低下を招かないような議員定数、ここがやっぱり一番求められていくところなのかな。そういった中において地域の問題も常任委員会の問題も、あと議員定数を減らした場合の対処の仕方も、そういった全体的なトータルの部分の中でやっぱり検討していく必要があると。

あと、定数を削減する場合はトリガーというような部分で、どこかきっかけになる部分をしっかりと議論した中で、定数削減に関してはやっぱり慎重の上に慎重を重ねて、民意をできるだけ反映するような状況を、まさしく第89条に示された部分を再度認識しながら議論していくことが大切ではないのかなと改めて認識をさせていただきました。

(佐藤 勢委員) 私の中では定数削減とか、定数に関しては人口、面積、他市の状況、出していた資料から考えていくべきなのかなというふうにずっと思っていたのですがけれども、今回話を聞かせていただいて、やはり減らした場合には民意、声を拾うということが非常に大事なことだなというふうにも思いましたし、あともう一つの新しい視点としては、常任委員会の数だとか定数、そういったところも非常に参考になるところかなというふうに思いました。そういったところを今回の参考人

のご意見を踏まえて慎重に検討しなければいけないというふうに思ったところです。

以上です。

(浦野洋太郎委員) 非常に参考になりました。黒沢委員と佐藤委員と似たような部分があります。先生も言っていましたけれども、これまで、前回までの資料を拝見しても、やはり人口とか、よその地域を見てということで自分自身も判断しがちになっていたところがありますので、考えていかなければいけないことだなどは思いました。ただ、一方で、先生もおっしゃっていましたけれども、やはり市民感情という部分では削減すべきだという考え方が多いのではないかなというのは個人的には思っています。市民がそういうふうに思っているのではないかという部分については。ただ、冒頭にも先生がおっしゃったとおり、地方議員に関する誤解という部分が数多くあるのは間違いないと思いますし、ただそれを我々が一人一人にどれだけイメージを覆していけるかというのはなかなかちょっと本当に困難なことに近いのかなと思っておりますので、ここのバランスを考えながら、削減とか定数の在り方というものを考えていくのは本当により慎重に、そして最後にもおっしゃっていましたが、EBPMのときのように、選挙は2回先の投票率とかを考えるというように本当に長い視点でも考えていかなければいけないのだというのは非常に強く感じました。

以上です。

(山田 裕委員) 本当に、質問でも言いましたけれども、大体私の思っている、そういう考えかなというふうに思いました。今市民の感情ってありましたけれども、先生が言うのは高齢者のほうが多いし、ステレオタイプ型の考え方なのだというふうにはっきりおっしゃっていましたが、そこにしっかり我々が議会の意義や議員の役割を、当然責任を伴ったものなのですけれども、それを伝えていくということを考えれば、やはり市民の声をしっかり受け止めて、それを実現するために汗を流すと、そういう議会にしていくことが重要だということを改めて実感といいますか、学んだというふうに思います。ですから、この間の議員定数の調査特別委員会の議論は、やはりどうしても他市との比較という形で進めてきましたけれども、ちょっと方向転換をして、積み上げ型というふうに強調していましたけれども、そういう観点で議論をしていくことが重要かなということを思いました。

(川又康彦委員) 先ほど質問のほうでも伺わせていただきましたけれども、人口減少社会の中で福島市においても2000年前後まではずっと右肩上がりが増えてきた福島市の人口が、30万人弱のところは今もう27万人台まで減少しているという現実的な変化の中で、これからもより一層人口減少が進んでいくという中で、河村先生から議員定数の考え方にあたってはトリガーの決定を議会がしていくことというのがやはり重要だろうというお話をいただいて、これまで議員定数については市民からの要望、例えば陳情ですとか、そういったもので在り方を見直したほうがいいのではないかなというように中に対して議会側が応えるような、そういった形ではなく、議会側が自ら人口減少においてどういった部分が在り方として適正なのかという部分を、この人口になったらこういうふうに決めたほうがいいのではないかなというのをある程度きちんと決めていくということが非常に重要なのではないかなと

いうことを改めて感じる機会となりました。

以上です。

(根本雅昭委員) 先ほど先生に質問でも伺いましたけれども、やはりEBPM、エビデンス、根拠に基づいてしっかりと政策立案していくために、議員定数についても根拠に基づいてしっかりと考えていかなければならないのではないかというふうに感じました。その中で先生から、時間の都合で、ほかにもあるのだと思いますけれども、投票率と議員に対するイメージということで、投票率については、先ほどもありましたように、2つ先の選挙、そして議員に対するイメージについてはやはり矛盾があるということで、しっかりとこういったデータも集めながら、こういった根拠で議員定数をこのように決めたのだというふうに言えるようにしっかりとエビデンスに基づいて行っていかなければならないのではないかというふうに感じました。

以上です。

(羽田房男委員) 私は第89条の関係でお聞きしたのですけれども、私たち自身も基本条例をつくり、そして春季、秋季の議会報告会、懇談会をしながらやってきたわけですけれども、その中でもやはり春の議会報告会の中で議員が多過ぎるのではないのか、減らしたほうがいいよという指摘があったというふうにお聞きしました。その関係で総務省が自治法改正をしたわけですけれども、笑われる質問というのは、答えは分かっていました。あなたたち自らきちっと議会の必要性とか議会の役割を市民の皆さんにお伝えするのですよというのは、これが答えだと思っておりました。あえてお聞きしたというのは、そういう意味ではいろんな場面で、議員もそうですけれども、議会事務局のほうからもそういうものをやはり積極的に発信していただきたいなというふうに思ってお聞きをしました。

あと、議員定数削減で、その次の次の選挙で立候補者数が減ったよというふうに河村先生はおっしゃいましたけれども、私の記憶ではやはりそうだったというふうに認識しております。次の次の選挙のときには2人ほど、35の定数で37の立候補ではなかったのかなというふうに思っておりますので、そういう意味では、そういう科学的な根拠といえますか、それに基づいて議会のほうもきちっと回っているというか、動いているのだなということを感じました。

いろんな意味で勉強になりましたけれども、私たちも以前のように議員定数の削減調査特別委員会ということではなくて、議員定数についてしっかり考えようという特別委員会ですので、その趣旨に沿った形で進めていければいいのかなというふうに思いました。

以上でございます。

(遠藤幸一委員) 私も今ほどの羽田委員とかぶる部分はあるのですけれども、私としてはこの委員会は減らすことが議論の前提の委員会ではないというふうに思って参加をさせていただいているところでございます。そういった中で本日の河村先生のご意見は非常に参考にすべきものだなというふうに思いました。

また、市民の意見を広く聞く場を設けることが大事と、議会の広報をもっとやるべきだというふう

なご意見もございましたし、他自治体の事例ということでは大和町でしたり、気仙沼市の取組、そういった事例も市民の皆さんとか、また若い方も入れた様々な方の意見を聞く機会を設けているというところで、そういったことをまず先にやるべきなのではないかなというふうに思ったところでもございます。今後また行政視察もありますので、そういったところも見ながら、皆さんとまた議論を深めていければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

(高木直人委員) 本日の河村参考人からの説明の中で特にちょっと重く受け止めたのが、議員を減らすことにより届かなくなる声が生じるというところ、これはやはり非常に重要なポイントではないかなというふうに思ひました。ある意味では市民の代表、地域の代表として、やっぱり議員として活動して行く中で、しっかりとその地域の声、住民の声を市政に届けるという意味では非常に我々議員の重要な役割、議員が減ることによってそれが届かなくなることということは、やっぱり非常にこれは問題ではないかなというふうに思ひます。ただし、民意の中には議員の定数が多過ぎるという声があることももちろん認めなければならないことでもありますけれども、そういった意味では、そういった民意に対して議員というものは自分たちのいわゆる代表者、代弁者であり、負託を受けてしっかりと仕事をしているというところをふだんの議会活動を通して、それを市民の皆様にとしっかりと伝えていくことが重要であるというふうに考えまして、今日の先生のご説明、非常に身を引き締める思いで伺ひました。これからまたそういった意味で定数減ありということ前提ではなくて、あるべき定数の在り方ということをしつかり皆様と共に議論してまいりたいと思ひます。

以上です。

(斎藤正臣委員) 議員になって私は9年目なのですがけれども、ようやく自分の立場というものを改めて勉強させていただいたというか、大変深まったということで非常によかった。議員定数であったり、常任委員会の数なんていうものの上限というのは撤廃されていて、議会の在り方というのは我々地方に投げられているという、これはもう間違いなく。その中こういった形で皆さんと議論ができるというのは非常にすばらしいなというところを改めて感じましたけれども、そこを決める中での指標について様々な観点がある。その中で人口というのも当然大きな、これはほぼ間違いなく人口は減っていく。やっぱり老人も増えていく。私も団塊ジュニアなのかな。私が60歳ぐらいになるときは多分人口の半分ぐらいは60歳以上。そうなったときに議員の需要というのはどういうふうになっていくのかなというのは私もちょっと聞きそびれてしまったのですがけれども、老人が多いと、議員が御用聞きという立場であるならば、何か仕事が増えてしまったり、そういう心配は必要ないのかななんていうところも今後の調査研究の中で見極めながら、適正な議員定数に向けて取り組めればいいなというふうに改めて感じたところです。

以上です。

(半沢正典委員長) 今ほど各委員のほうから本日の参考人招致に対しまして意見の開陳をしていただ

きました。様々な角度からそれぞれ発言いただいた中で、委員同士、何かほかの委員の発言に対して確認とか、ご意見とか、質問等があればここで少し意見交換の時間を設けたいと思いますが、何かございますでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(半沢正典委員長) 終わったばかりですので、また持ち帰って、もう一度ご自分で整理し、会派でまた議論していただくことにはなりますが、いろいろご意見いただき、ありがとうございます。本日もいただいた意見につきましては、正副委員長手元で内容を整理し、次回の委員会にお示ししたいと思います。また、本日の参考人招致の内容は会派に持ち帰り、ご共有いただき、当然今までの様々な資料も持ち帰り、共有いただいていることでありますが、それにまた上乘せしていただいて、考え方をまた膨らませていただいて、会派としての現時点の意見を取りまとめていただいて、次回の委員会に持ち寄っていただきますようお願いいたします。

意見開陳につきましては以上といたします。

次に、行政視察についてを議題といたします。

前回の委員会におきまして、行政視察の日程につきましては2種ほど確保していただきました。1つが令和6年10月の第3週、いわゆる10月15日から18日の間、もしくは翌週であります第4週の10月21日月曜日から25日金曜日のうちのいずれかの2日間の日程で予定いただきました。また、視察先につきましても、候補地を正副委員長手元で調整をさせていただくことになっておりました。

まず、日程について申し上げます。今のところ2週間、今ほど言った10月の第3、第4週の日程をお示ししておりましたが、委員会をはじめ様々な10月におきます議会日程も想定されますことから、10月15日、第3週の週を目安に具体的に絞って調整を進めてまいりたいと思いますので、まずその点をご了承願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(半沢正典委員長) それでは、10月15日の週で日程の調整を進めてまいります。

次に、視察先についての正副委員長案を作成いたしましたので、ご説明を申し上げます。資料の④をご覧ください。神奈川県横須賀市、栃木県小山市、秋田県横手市を候補地としてご提案いたします。各視察地の状況などにつきましては、書記より説明をいたさせます。

(議事調査課主査 佐藤) それでは、資料4につきましてご説明をさせていただきます。

まず、1番、視察予定日でございます。今ほど委員長からございましたとおり、10月15日から10月18日の週で、1泊2日の行程で2か所というところで予定しているところでございます。

次に、2、視察候補地、視察地の状況及び視察項目でございます。3つございますが、まず1つ目、(1)、神奈川県横須賀市でございます。視察地の状況の欄でございます。最近の議員定数の変遷でございます。平成31年、また令和5年の改選時にそれぞれ1名減の定数減を行ってございます。2期連続の定数減を行ってございます。

その下の議会での取組でございます。概要で申し上げますと、平成31年改選時の議員定数を1名減の40人と決定して、また改選後に令和5年の改選に向けて改めて議員定数の見直しについて議論することを議会制度検討会議において決定したと。そして、検討を行っていったというところでございます。

その下でございます。定数減に関しては、常任委員会の委員定数の均衡を考慮して3名減にする意見と、また多様な市民意見の把握等を考慮し、1名減にとどめる意見というところから出されたというところでございます。結果といたしまして、議会の監視機能に支障を来すことに加えまして、議会改革の取組を継続して行うためには相応の議席数をというところから1名減に至ったというところの経過でございます。

そして、下の欄でございます。視察項目案でございます。横須賀市議会における議員定数見直しに係る議論についてというところからございまして、記載の①から⑤の内容でございます。こちらにつきまして聴取していくのはいかがかという内容というところからでございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、(2)、栃木県小山市でございます。視察地の状況の欄でございますけれども、最近の議員定数の変遷というところからでございます。令和5年の改選時に30名から28、2名減を行ったというところからでございます。

その下、議会での取組でございます。令和元年9月に議会改革推進協議会を設置いたしまして、同協議会の中で議会定数等検討専門部会を立ち上げて調査研究を行っている。そして、部会での報告を取りまとめ、この報告を踏まえて議会改革検討推進協議会から議長へ答申したと。そして、その結果としまして2名減に至ったというところからでございます。

本会議では、議員定数削減に係る条例改正議案につきまして、簡易採決、すなわち全会一致での定数2名減を行っております。この検討会議におきまして、全会一致、2名減の答申が取りまとめられたという経過でございます。

その下、視察項目案の欄でございますけれども、小山市議会における議論ということからでございます。記載の①から⑤の内容について聴取してはいかがかという内容でございます。

最後、(3)番、秋田県横手市でございます。視察地の状況の欄でございますけれども、最近の議員定数の変遷ということからでございますけれども、令和7年に26名から22名、4名減の定数減を行う予定というところからでございます。

その下、議会の取組でございますけれども、議会改革推進会議におきまして検討してきたと。そして、議員定数の在り方や議員報酬の見直し等について協議、検討を行っていたというところからでございます。

その中で、下の行ポチでございますけれども、議員定数の協議にあたりましては、議員の成り手不足の問題、また県内でも13市のうち8市が定数削減を行ったという状況があること、また全国的にも同程度の市議会の定数が横手市議会より少ない状況というところも踏まえまして、4名削減するに至

ったという経過でございます。

その下の欄、視察項目案の欄でございますけれども、横手市議会における議員定数見直しに係る議論についてというところでございます。同じく記載の①から⑤の内容につきまして聴取するのはいかがかという内容でございます。

概要でございましたが、説明は以上でございます。

(半沢正典委員長) ただいま書記より候補地の、視察地の状況並びに視察項目案が示されましたが、この視察先につきまして委員の皆様からご意見、ご要望があればお聞かせ願います。

(山田 裕委員) 視察先が全て議員定数を減らしたところなのです。今日の話にもありましたけれども、議員定数を減らそうという議論をした中で、減らすのではなくて、やっぱり住民の声をしっかり受け止めるためには今の定数で議員がしっかり仕事をしようといった自治体もあるはずなのです。ですから、そういったところの視察も加えるべきだというふうに思います。

(半沢正典委員長) 今回議員定数の在り方を検討していきまして、いろいろ視察先を、要するに議員定数の在り方を検討している議会を探していて、これは在り方で増やしているところもちろん探したのですけれども、もちろん現状維持については特段在り方についての昨今の議論をしているところがなくて、ご存じのように、資料を以前にも、議員定数を変えたところの市の一覧表を見ていただいたとおりに、増やしているところはどこもないのです。あくまでもこれ在り方を検討する上で減らしたということのようですので、検討会と、そういうことで定数の在り方をどういうふうに検討したかということで、結果的に減らしたから、減らしたことが即福島市議会もイコールにきなさいよという意味では決していないので、そういうことでそうした現状のまま議論したけれども、これだということになかなか見つからなかったということで、我々正副委員長としてお示ししたのがこの3市になったということでご理解いただきたいと思います。

(山田 裕委員) 減らしたということになると、結局結論は議論の中でそういうふうになってしまったということだと思うのです。ですから、そういったところから我々がどう教訓を学ぶのかといった場合に、得るものが果たしてあるのかと思うのです。ですから、定数についてきちんと議論をして、現状維持でやろうといったところのほうが、私はそういった議論が深まっているものがあると思いますから、なかなか見つからなかったという話ですけれども、そういったところにこそ我々はしっかり学ぶべきではないかなというふうに思います。

(半沢正典委員長) ご要望として承ります。

(黒沢 仁委員) 今の委員長の答弁で理解したつもりなのですが、今日の先生の話聞いても、人口減少とか財政状況を踏まえるといった部分で、この視察地の状況を見たとき、横須賀市がまさしく今日の議論に合致した視察地ではないのかなというような部分、常任委員会の定数を考慮したりとか、そして何よりも19回にわたって検討を重ねたというような部分で、減らすとか減らさないというような部分は、これは今の段階でどうのこうのではなくて、やっぱり視察地としての候補地を選定す

中においては、こういった視察地の状況というような部分を考慮に入れれば、この横須賀市なんかは適当でないかななんて思うのだけれども。そうした場合、あとやっぱり距離的な部分からいうと、そうすると次の2か所となると、あと小山は帰りやすいしな、こういうふうな、論点がちょっとおかしいのだかも分からないけれども、状況的にこの3か所から考えればそういうふうな流れになるのかなと私は考えました。

(川又康彦委員) 確認ですけれども、秋田県横手市については、令和7年にということは、来年の選挙があって、それに向けて4名削減というのを直近で決めた、もしくは決めるような段取りになっているという、もう決めたということ。

(半沢正典委員長) 条例改正したと。ですから、これちょっと状況を見ますと、改選後直ちに会議を、協議、検討の場を設置して、12回にわたり会議して、条例改正に至ったと、施行については直近の改選期からというような意味だというふうに理解しておりました。

(羽田房男委員) 正副委員長にお任せします。

(黒沢 仁委員) お任せだ。

(半沢正典委員長) 了解しました。

ほかになければ、よろしいでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(半沢正典委員長) それでは、ただいまいろいろご要望を賜りましたが、正副委員長としまして、ただいま提案した3つの自治体のうち、先方の日程等もありますので、日程と行程を考慮しまして、2つの自治体に視察を行う方向で進めてまいりたいと考えます。

視察先につきましては、3つ候補地を挙げさせていただきましたが、様々な要因を踏まえまして、正副委員長にご一任いただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(半沢正典委員長) ありがとうございます。

最後に、その他に移ります。

次回の委員会は、8月を予定しております。日程は終了後に調整いたしますが、内容につきましては、ただいま意見開陳の後申し上げましたとおりに、本市議会議員定数の在り方についてとして、本日の参考人招致の振り返りと、行政視察の行政視察先並びに聴取項目の決定を予定しております。

何度も申し上げますが、次回の委員会については、本日の参考人招致の内容を会派に持ち帰り、共有いただきまして、会派の意見を取りまとめて、次回の委員会にお持ち寄りいただき、各委員ごとに意見交換を深めて、より認識を深めてまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしく各会派での協議もお願い申し上げます。

今ほどにつきまして委員の皆様から何かございますでしょうか。

(羽田房男委員) 各会派に今日の河村先生の参考人招致の内容を会派の中で議論してくれということ、

ちょっと難しい内容だなというふうに思ったものですから、絞ってちょっと委員長のほうからご説明いただければ。

(半沢正典委員長) そうしたら、とにかく今日の河村先生の資料はまだ委員の皆様にはしか配付しておりませんので、これから全議員のほうに配付いたします。その中で、プロジェクターの資料の中だけでは本日の参考人招致の内容が伝え切れていないと思いますので、ぜひ皆様のほうからまず肉づけしてお伝えしていただくということと、それぞれ各委員さん、そして持ち帰る各会派ごとで本日の参考人招致、そして今までの資料の積み重ねもいろいろ提出させていただいていますので、そのようなことも含めまして、先ほどトリガーの件とか、重要なこれから在り方を決める上での、根本委員からありましたように要因、そのようなファクター、要因なんかもこういう観点から議員定数の在り方を今後より議論を深めていったらいいのではないかと。議員定数の在り方というのは基本条例の1項から3項でもう既にうたっていますので、それは揺るぎがありません。揺るぎがない中で、それに加えてこういう視点も加えたほうがいいのではないかとというようなことをこの委員会で少し皆さんと委員同士で会派の意見をまとめた上で意見の交換をしていただければなというような委員会にしたいと正副委員長としては考えておりました。

(斎藤正臣委員) 会派の中で1つにまとまらなくて、両論あってもそれはいいのですよね。

(半沢正典委員長) 人数については、もちろん次回そのままでいいとか、何人減らすとかということではありません。

(羽田房男委員) そういう特別委員会ではありませんので、承知しております。

(半沢正典委員長) いや、最終的には。

(羽田房男委員) 最終的にはね。

(半沢正典委員長) 次回の位置づけは、今言ったように、定数はそのままにすべきだとか、何人減らすとか、そこまでの議論を交わすことは考えていません。あくまでもこれからの在り方として委員長報告をまとめる上で大切な視点、基本条例でうたっているものをもっと裏づけるような大切な視点はこういう観点から考えてみたらいいとか、つきましてはこういう資料が新たに欲しいとかというような意見もあるかもしれませんので、そのようなことを含めて各委員ごとで意見交換をさせていただくような場にしたいなというふうに考えているところであります。よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(半沢正典委員長) それでは、以上で本日の議員定数に関する調査特別委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午後3時41分 散 会

議員定数に関する調査特別委員長 半 沢 正 典